

かわな病院セカンドオピニオン対応指針

セカンドオピニオンとは、「第2の意見」「主治医以外の意見」ということであり、治療方針の決定にあたって、患者さんがより納得した形で適切な医療を受けるためのひとつの手段である。

当院は、セカンドオピニオンを他医療機関の医師に求めることを希望する患者さんについては、積極的に診療情報を提供し、協力する。

また、他医療機関で治療を受けている患者さんから、当院医師にセカンドオピニオンを求める依頼があった場合には、依頼の理由、治療状況について精査した上で協力する。

- (1) 当院治療中の患者さんが、他医療機関の医師にセカンドオピニオンを求めたいという依頼があった場合

原則として主治医は患者・家族と面談し、セカンドオピニオンを求める理由、必要とされる診療情報の内容を確認し、できるだけ詳細な診療情報提供書、使用薬剤、血液検査・レントゲン等の検査データを添付して紹介する。

- (2) 他医療機関で治療を受けている患者さんから、当院医師にセカンドオピニオンを求める依頼があった場合

当院ではセカンドオピニオン外来は設置していないので、原則として紹介状、諸データを現在の主治医から提供してもらい、外来受診の形で受診していただき、面談・診察する。